

身体障害者等に対する自動車税種別割及び（軽）自動車税環境性能割の減免についてのお知らせ

本県におきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者の方が所有・使用される一定の自動車について、自動車税種別割及び（軽）自動車税環境性能割の減免をしています。

◎ 減免額の上限（課税額が減免額の上限を超えた場合は、その差額分について納税が必要となります。）
1 自動車税種別割

年額 45,000 円。（グリーン化税制による概ね 15%重課の適用がある自動車は、年額 51,700 円（概ね 10%重課の適用がある自動車は、年額 49,500 円）が上限となります。

また、年度途中で自動車の新規登録を行った場合等、自動車税種別割が月割計算により課税される場合は、減免額の上限も月割計算した金額となります。

2（軽）自動車税環境性能割

取得価額 300 万円に相当する税額。ただし、障害者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分に係る（軽）自動車税環境性能割については減免額の上限に加算します。

◎ 障害者及び自動車の範囲

この減免の適用を受けるためには、次の「1 障害の範囲」及び「2 自動車の範囲」の両方の条件を満たすこと及び減免申請書による申請が必要となります。

1 障害の範囲
(1) 身体障害者

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする(注2)者又は身体障害者を常時介護する(注3)者が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1 級から 4 級まで	1 級から 4 級まで	
	聴 覚 障 害	2 級及び 3 級	2 級及び 3 級	
	平 衡 機 能 障 害	3 級	3 級	
	音 声 機 能 障 害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り。）		
	上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級	
	下 肢 不 自 由	1 級から 6 級まで（注1）	1 級から 3 級まで	
	体 幹 不 自 由	1 級から 3 級まで及び 5 級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
		移動機能	1 級から 6 級まで（注1）	1 級から 3 級まで
	心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	1 級から 4 級まで		
免 疫 機 能 障 害				

○2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、**それぞれの級別で判断します**ので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。例えば、下肢不自由4級に該当する障害が2つ以上あり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。（それぞれの障害の等級は4級のため）

(注1) 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障害の級別を6級とします。

(注2) 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていることをいいます。

(注3) 「常時介護する」とは、障害者の方のみで構成される世帯の障害者の方の自動車を専ら障害者の方のために、継続して日常的に運転する場合は該当します。

(2) 知的障害者（知的障害者自身が運転する場合、知的障害者と生計を一にする者又は知的障害者を常時介護する者が運転する場合）

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
療 育 手 帳	A
愛 護 手 帳	1 度若しくは 2 度又は A

(3) 精神障害者（精神障害者自身が運転する場合、精神障害者と生計を一にする者又は精神障害者を常時介護する者が運転する場合）

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲
精神障害者保健福祉手帳	1 級

(4) 戦傷病者

お住まいの住所地（主たる定置場）を管轄する県税事務所へお問い合わせください。（最終ページ参照）

2 自動車の範囲

(1) 自動車の使用目的

身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者自身が運転する場合	専ら身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者自身が使用するもの
身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者と生計を一にする(注2)者が運転する場合	専ら身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者の <u>通学、通園、通院、通所</u> 又は生業のために使用するもの
身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者を常時介護する(注3)者が運転する場合	(したがって、障害者の方が入院・入所中の場合は、原則として減免の対象にはなりません。)

(2) 自動車の所有者及び台数等

自動車検査証の所有者(所有権留保付き自動車の場合は、使用者)	年齢が18歳未満の一定の障害者(注4)・知的障害者及び精神障害者(自身が運転する場合を除く。)	障害者本人又は障害者と生計を一にする者に限ります。
	上記以外	障害者本人に限ります。
自動車の台数等	障害者1人につき1台の自動車に限ります。 (ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものは減免の対象になりません。)	

(注4)「一定の障害者」とは、前ページ1(1)「身体障害者の範囲」の表の「身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合」の各欄に記載された級別に該当する身体障害者をいいます。

◎ 減免申請

減免の申請をするときは、**減免申請書**のほかに次の「1 提出書類及び提示書類」の区分に対応する書類を「2 減免申請書の主な提出期限及び提出先」の区分による期限までに提出、提示してください。

1 提出書類及び提示書類

提出書類 及び 提示書類		障害者・自動車の所有者及び 運転者の住民票 (個人番号が省略してあるもの)	生計同一証明書 (注1・注2)	常時介護証明書 (注1・注2)	身体障害者手帳 (注3)	療育手帳・愛護手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	運転免許証(運転者の方) (注4)	自動車検査証 (注5)
区 分										
身体障害者等自身が運転する場合					○	○	○	○	◎	◎
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障害者が同一世帯にある場合	◎(同一世帯であることが確認できるもの) (注1・注6)			○	○	○	○	◎	◎
	運転者と障害者が同一世帯にない場合		◎		○	○	○	○	◎	◎
常時介護する者が運転する場合			◎		○	○	○	○	◎	◎

○減免申請書は、県税事務所の他、ホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000041944.html>)より入手することができます。

○障害者の手帳の交付を受けているかどうかの判定は、減免申請書の提出期限の現況によります。

○上記の表中の記号の意味は、次のとおりです。

「◎」・・・必ず提示、提出又は持参する必要があるもの。

「○」・・・いずれか一つ以上の提示が必要であるもの。(複数の手帳の交付を受けている方は、交付を受けているすべての手帳を提示してください。)

(注1) 住民票、生計同一証明書及び常時介護証明書は、減免申請前3月以内に発行されたものに限りします。

(注2) 生計同一証明書及び常時介護証明書は、手帳の種類により次の場所で交付されます。

手帳の種類	交付場所
身体障害者手帳・療育手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳	社会福祉事務所、福祉事務所又は町村役場、保健所(地域、障害の内容等により発行する機関が異なりますので、事前に問い合わせてください。)
戦傷病者手帳	愛知県福祉局福祉部地域福祉課

(注3) 喉頭摘出による音声機能障害3級に該当する方で、交付を受けている身体障害者手帳の障害名に「喉頭摘出による」旨の記載がない場合には、社会福祉事務所、福祉事務所又は町村役場が交付する「減免に係る証明書」を併せて提出してください。

(注4) 運転免許証は表裏両面のコピー可。

(注5) 既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、減免申請後に自動車を購入(登録)する場合は購入(登録)後に自動車検査証の提示が必要です。

(注6) 世帯全員のもの、もしくは、障害者の方と運転される方及び自動車の所有者の方のもので、世帯主の氏名、世帯主との続柄等により同一世帯であることが確認できる住民票を添付してください。

2 減免申請書の主な提出期限及び提出先

区分	減免対象税目	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
	提出期限及び提出先	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合	新しい自動車を購入する場合 一時抹消された中古車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	所在地を管轄する 県税事務所	運輸支局に新規登録を行うときまで	所在地（主たる定置場）を管轄する 名古屋東部県税事務所各駐在室
ナンバー交付済みの中古車を購入する場合（非課税、課税免除に該当する者が所有していた車の場合は除きます。）				取得した年度の翌年度の5月31日（納期限）まで ※翌年度の自動車税種別割から減免になります。	
現在所有している自動車の定置場を、他の都道府県から愛知県に変更する場合（注1）	変更した年度の翌年度の5月31日（納期限）まで ※翌年度の自動車税種別割から減免になります。				
4月1日（賦課期日）現在で所有している自動車を減免する場合（注）	5月31日（納期限）まで ※5月31日を過ぎてからの申請は、翌年度の自動車税種別割から減免になります。				

（注）郵送による減免申請の受付も行っています（郵送による申請の場合、申請書は5月31日（納期限）必着です。）。郵送による減免申請を行う場合、手帳については、全てのページのコピーを添付してください。

- 軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、一般社団法人愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。障害者及び自動車の範囲は、自動車税環境性能割と同様です。
- 提出期限が「5月31日（納期限）まで」と記載されているものについて、その日（5月31日）が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日が提出期限となります。

◎ 自動車税種別割についての減免の判定時期及び適用

- 1 「減免の要件」に該当するかどうかの判定は、**減免申請書の提出期限の現況**により行います。したがって、これらの日より後に「減免要件」に該当することとなった場合には、**その年度中に申請されても翌年度から減免**になります。
なお、申請後に申請内容や添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに報告してください。
- 2 提出期限までに減免申請書が提出されなかった場合には、**申請された年度の翌年度から減免**になります。
- 3 既に登録されている自動車を、4月1日（賦課期日）以後に譲り受けた場合は、**譲り受けた年度の翌年度から減免**になります。

◎ 既に減免を受けている方が、新たな自動車について減免申請する場合

既に自動車税種別割及び(軽)自動車税環境性能割(自動車取得税を含む。)の減免を受けている方が、新たな自動車について減免の適用を受けようとする場合には、次の期日までに既に減免を受けている自動車を**廃車(抹消登録)**又は**譲渡(移転登録)**してください。

自動車税種別割	新たな自動車を登録した月の同月中 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されますが、既に減免を受けていた自動車については、新たな自動車の登録の翌月から年度末まで(廃車の場合は廃車した月まで)課税されます。)
(軽)自動車税環境性能割	新たな自動車を登録した日から1月以内 (この期日までに廃車又は譲渡されない場合、新たな自動車については減免されません。)

※電気自動車(燃料電池車を含む。)及びプラグインハイブリッド自動車で平成28年度から令和4年度までに新車新規登録を受けた自動車は、愛知県独自の課税免除制度の適用を受けるため、新車新規登録の翌年度から5年間は減免の対象となりません。

◎ 運転免許証を返納する場合

身体障害者等自身が運転することが減免の要件となっている場合は、運転免許証を返納することにより減免の対象外となります。

○ 自動車税種別割のお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話 (ダイヤルイン)	管 轄 区 域
名古屋東部県税事務所 自動車税グループ	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス案内)	052-953-7847	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所 自動車税グループ	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	052-531-6305	名古屋市北区・西区・守山区・清須市、 北名古屋市、西春日井郡 (豊山町)
名古屋西部県税事務所 自動車税グループ	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3215	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所 自動車税グループ	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8924	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・ 南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、 長久手市、愛知郡 (東郷町)
東尾張県税事務所 自動車税グループ	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3139	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡 (大口町、扶桑町)
西尾張県税事務所 自動車税グループ	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3170	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、 弥富市、あま市、海部郡 (大治町、 蟹江町、飛島村)
知多県税事務所 自動車税グループ	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	0569-89-8176	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、知多郡 (阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、武豊町)
西三河県税事務所 自動車税グループ	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2712	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、額田郡 (幸田町)
豊田加茂県税事務所 自動車税グループ	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7483	豊田市、みよし市
東三河県税事務所 自動車税グループ	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁 (東三河総合庁舎))	0532-35-6130	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、 田原市、北設楽郡 (設楽町、東栄町、 豊根村)

○ (軽) 自動車税環境性能割のお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話 (ダイヤルイン)	管 轄 区 域
名古屋東部県税事務所 自動車審査課	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス案内)	052-953-7865	県内全域

○ 減免についてのQ&A

Q1 納税証明書は発行できるの?

A1 各県税事務所の「徴収課」へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000067578.html>)



Q2 減免の申請期限内に申請できなかった場合はどうなるの?

A2 申請期限後に減免申請があった場合は、翌年度の自動車税種別割から減免を適用します。

Q3 減免を受けた翌年度以降の手続きはどうするの?

A3 減免の適用を受けている自動車の納税義務者に対して、毎年12月に管轄の県税事務所から翌年度の減免申請の代わりとなる「減免の対象となっている自動車等の現況報告書」を郵送しますので、必要事項をすべて記入いただき、定められた日までに提出してください。

この「お知らせ」は、一般的なことから記載してありますので、詳しいことは、
管轄の県税事務所へお問い合わせいただくか、税務課のホームページをご覧ください。

愛知県税務課

検索

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>)

